

第2次つがる市総合計画後期基本計画

資料編



資料1 第2次つがる市総合計画後期基本計画策定経過

内 容	年 月 日
市民意向把握のためのアンケート調査	令和2年6月15日～7月6日
つがる市総合計画策定審議会	第1回：令和2年8月4日（設置） 第2回：令和2年12月16日 第3回：令和3年3月26日（諮問） 第4回：令和3年4月19日 第5回：令和3年4月30日（答申）
つがる市若手職員／弘前大学生によるワークショップ	第1回：令和2年9月29日 第2回：令和2年10月12日 第3回：令和2年10月29日
弘前大学生による調査・提案報告会	令和3年1月14日
第2次つがる市総合計画策定庁内連絡会	第1回：令和2年12月15日 第2回：令和3年2月26日 第3回：令和3年3月19日
パブリックコメント実施	令和3年3月31日～4月23日
つがる市総合計画後期基本計画策定（令和3年第2回定例会閉会后）	令和3年6月15日



資料2 つがる市総合計画策定審議会条例

平成17年2月11日 条例第8号
改正 平成24年12月18日 条例第31号

(設置)

第1条 市長の附属機関として、つがる市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための新たな基本構想及び基本計画の策定について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会の議員で議長の推薦する者
- (2) 行政委員会の委員
- (3) 各種団体の推薦する者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 欠員が生じた場合補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年2月11日から施行する。

附 則 (平成24年12月18日条例第31号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

資料3 つがる市総合計画策定審議会委員名簿

No	区分	氏名	機関名	備考
1	(1)	山本清秋	つがる市議会議員	
2	(1)	高橋作藏	つがる市議会議員	
3	(1)	木村良博	つがる市議会議員	
4	(2)	山本康樹	つがる市農業委員会会長	
5	(2)	成田悦雄	つがる市教育委員	
6	(3)	山谷綱次	つがるにしきた農業協同組合代表理事常務	
7	(3)	高橋一彦	ごしょつがる農業協同組合代表理事専務	
8	(3)	尾野明彦	車力漁業協同組合代表理事組合長	
9	(3)	平川満昭	つがる市社会福祉協議会会長	
10	(3)	宮本純一	つがる市商工会会長	
11	(3)	高橋尚裕	つがる市連合PTA会長	
12	(3)	尾野史郎	つがる市文化団体協議会事務局長	
13	(3)	白戸英行	つがる市自治会連合会会長	
14	(3)	北澤由美子	つがる市男女共同参画推進委員会委員長	
15	(3)	三上晴子	西北地域VICウーマンの会つがる市支部支部長	
16	(4)	平井太郎	弘前大学大学院地域社会研究科准教授	
17	(4)	川嶋大史	つがる市観光物産協会会長	
18	(5)	葛西貢造	つがる市社会教育委員長	

(区分)

- (1) 市議会議員で議長の推薦する者 (2) 行政委員会の委員 (3) 各種団体の推薦する者
 (4) 学識経験のある者 (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

資料4 第2次つがる市総合計画策定庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 つがる市における第2次総合計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を調査・検討するとともに、相互の連携を図るため、つがる市総合計画策定庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、計画の策定に関し必要な次に掲げる事項について、調査及び検討を行う。

- (1) 基礎資料等の収集に関すること。
- (2) 施策及び事業等の調査研究に関すること。
- (3) 各部の所管事項に係る連絡調整に関すること。
- (4) 計画素案の作成に関すること。

(構成)

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 会長は、総務部長をもって充てる。
- (2) 副会長は、財政部長をもって充てる。
- (3) 委員は、民生部長、福祉部長、経済部長、建設部長、教育部長、農業委員会事務局長、消防長をもって充てる。

3 連絡会議は、総合計画の策定に関し、専門的な意見を聴取するため、会長が指名するアドバイザーを置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任務が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 会長は、必要に応じて随時連絡会議を招集する。

2 連絡会議は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(研究会)

第7条 連絡会議に研究会を置く。

2 研究会は、実現の可能性が高い政策を通じた実施計画の作成のため、あらゆる方面から検討を加え、関係行政部門の意見等の集約、整理等を行うものとする。

(研究会の主宰及び構成)

第8条 研究会は、総務部企画調整課が主宰する。

2 研究会の会員は、各部局から推薦された職員をもって充てる。

(研究会の開催)

第9条 総務部企画調整課は、必要に応じて随時研究会を開催する。

(研究会の結果の処理)

第10条 総務部企画調整課は、研究会の審議結果を連絡会議に報告するものとする。

(庶務)

第11条 連絡会議の庶務は、総務部企画調整課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月23日から施行する。

別表（第8条関係）

連絡会議（部長等）	研究会（推薦された職員）
総務部	総務課、秘書広報課、企画調整課、地域創生対策室、東京事務所
財政部	財政課、税務課、収納課、管財課
民生部	市民課、国民健康保険課、環境衛生課
福祉部	福祉課、健康推進課、介護課、保護課
経済部	農林水産課、商工観光課、地域ブランド対策室
建設部	土木課、建築住宅課、下水道課
教育委員会事務局	教育総務課、社会教育文化課、指導課
農業委員会事務局	農業委員会事務局
消防本部	総務課、予防課、警防課

資料5 つがる市総合計画策定審議会へ諮問

つ企第517号
令和3年3月26日

つがる市総合計画策定審議会
会長 平井 太郎 様

つがる市長 倉光 弘昭

第2次つがる市総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

第2次つがる市総合計画を策定するにあたり、つがる市総合計画策定審議会条例（平成17年2月11日条例第8号）第2条の規定に基づき、別添の第2次つがる市総合計画後期基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

資料6 つがる市総合計画策定審議会から答申

令和3年4月30日

つがる市長 倉光 弘昭 様

つがる市総合計画策定審議会
会長 平 井 太 郎

第2次つがる市総合計画後期基本計画（案）について（答申）

令和3年3月26日付けつ企第517号で諮問のあった第2次つがる市総合計画後期基本計画（案）について、慎重に審議を重ねた結果、下記事項に配慮するよう意見を付して別添のとおり答申します。

なお、まちづくりの基本理念である「新田の歴史が彩る 日本のふるさと」の実現に向け、特に次の事項に留意され、後期基本計画を着実に推進されるよう期待いたします。

記

1 総括的事項

- 計画の推進にあたり、適切な進行管理と評価により計画の実効性を確保し、審議過程や住民意識調査などを通して寄せられた市民の貴重な意見を十分に尊重していただきたい。
- 計画に掲げるまちづくりの方向性や施策の目的・意図等について、市民の理解が十分に得られるように丁寧な説明を続けていくとともに、施策の実施段階においても、常に市民等とのコミュニケーションを重視し、双方向からの対話により把握した意見やニーズを集約して市政運営を行っていただきたい。
- 次世代を担う子どもや若者が、まちづくりに参加できる仕組みづくりを行い、つがる市に住み続けたいと思うまちづくりに取り組んでいただきたい。
- 地域の課題が複雑化し、分野毎に生じる問題が増加していく中、それらに着実に対応するため、市職員の意識改革はもとより、縦割り行政の解消や市民の意識啓発等を横断的に取り組んでいただきたい。

2 個別事項

- つがる市における農業の在り方を時代に即して捉え直し、市・農協・市民が一体となり、就農経験が無い市内の若者や、首都圏の若者に対して就農を呼びかけるなど、担い手確保に向けた取組をより一層推進するとともに、農地を期限付きで無償提供するなど、市独自策を構築していただきたい。また、ワーク・ライフ・バランスを実現できる魅力ある農業の確立と、持続的な発展に向け積極的な方向性を見出されたい。
- 各産業の担い手確保のため、起業支援のほか事業承継への支援充実を図っていただきたい。
- 地域活性化に資する公共施設建設も大切ですが、近年、市内で空き家が目立ってきているので、良好な景観維持についても対策を講じられたい。
- 縄文遺跡群の世界文化遺産登録を前に、つがる市にある観光資源を結ぶ公共交通の確保、遺跡の保存と活用や案内板の整備により、遺跡を核としたまちづくりを推進するとともに、観光入込客数増が経済波及効果をもたらし、ひいては市民の誇りや愛着の醸成につながる施策を推進していただきたい。
- 合併により公共施設・サービスの集約化が行われています。それに伴う地域格差を改善し、市民生活や様々な活動を停滞させないためにも、市民が必要とするサービスが受けられるよう公共交通の利便性を確保するなど、既存の制度や仕組みでサポートされない市民を救うための効果的な策を講じていただきたい。

資料7 用語解説

用語 掲載ページ	解説
アルファベット・数字	
AI 12、86、123	Artificial Intelligenceの略称で、人工知能のことです。
EPA 10、71	Economic Partnership Agreement（経済連携協定）の略称で、貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定のことです。
GNSS 72	Global Navigation Satellite Systemの略称です。人工衛星によって地上の現在位置を決定する衛星測位システムをNSSと呼びます。その中で、地球すべてを測位可能なものをGNSSと呼びます。
IoT 12	Internet of Thingsの略称で、「モノのインターネット」と呼ばれます。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで新たな付加価値を生み出すとされています。
ICT 10、34、35、36、63、72、106、110、126	Information and Communication Technologyの略称で、情報通信技術を指します。
NPO 46、93、96、121、122	Non Profit Organization の略称で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」のことです。
RPA 123	Robotic Process Automationの略称で、人間がコンピューターを操作して手動で行う業務を、ソフトウェアロボットに代行させて自動化することです。主に定型的事務作業の自動化を行うもので、業務の大幅な効率化や低コスト化を図ることができます。
SNS 31、33、62、72、76、86、105、122	Social Networking Serviceの略称で、インターネット等を通じて人と人とのつながりの場を提供するサービスのことで、
TPP 10、71、72	Trans-Pacific Partnership（環太平洋パートナーシップ協定）の略称で、モノの関税だけでなく、サービス・投資の自由化を進め、更には知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定のことです。
UIターン 61、62	一般に地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住することをUターン、地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模都市へ移住することをJターン、都市から地方へ移住することをIターンと呼んでいます。
Wi-Fi 76	無線LANでインターネットに接続することです。
あ 行	
アイデンティティ 113	さまざまな環境変化や時間の経過においても変わらず持ち続ける普遍的な独自性をいいます。

用語 掲載ページ	解説
空き家バンク 33、64、65	五所川原圏域定住自立圏を構成する市町内にある空き家を対象に、空き家を売りたい、貸したい人の物件情報を登録して、居住するために空き家を買いたい、借りたい人に紹介するための仕組みです。空き家の有効活用を図り、圏域への移住定住促進や空き家の流動化を図ることを目的としています。
生きる力 12、36、48、109	これからの社会に必要となる、自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」、他人を思いやる心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康と体力」、これらの調和のとれた力のことです。
一次予防 85	生活習慣の改善等により、疾病の発生そのものを予防することです。
インセンティブ 86	人の意欲や行動を引き出すために外部から与える刺激・誘因のことです。
インターンシップ 116	学生・生徒が就業前に企業などで就業体験することです。
か 行	
過疎債 36	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき発行される地方債のことです。同法で定められた過疎地域に該当する市町村に限り発行が認められています。事業費の100パーセントに充当でき、返済金額の70パーセントが普通交付税で措置されます。
合併算定替え 36	市町村合併が行われた場合、スケールメリットによる経費節減が可能となることから、一般的には地方自治体に交付される交付税額は減少するが、これを合併した年度及びその後10年間は合併前の市町村ごとに算定される額の合計額を下回らないように算定し、その後5年間で段階的に縮減していく制度のことです。合併特例法で定められています。
合併特例債 36	平成の大合併時において、合併した市町村が新しいまちづくりのため、新市建設計画に基づき実施する事業のうち、特に必要と認められる事業に対する財源として、特例的に起債できる地方債のことです。事業費の95パーセントに充当でき、返済金額の70パーセントが普通交付税で措置されます。
関係人口 14、34、48、58、65、115、116	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことです。
キャッシュレス 105	現金(紙幣・貨幣)を使用しなくてもよい状態を指し、主な支払手段としては、電子マネー、デビットカード、モバイルウォレット、クレジットカードが挙げられます。
行政評価システム 49、125、126	行政が実施している政策、施策や事務事業についての必要性や効率性、成果等の視点から点検・評価し、その結果を生かすことによって、より効果的かつ効率的な行政運営を行っていくための仕組みです。
グローバル化 10、12、109、110、111、115、128	政治、経済、文化などさまざまな分野において、国や地域といった垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われるようになっていくことです。
ケアマネジメント 96	利用者の希望や状況に応じた適切な介護計画を立てるとともに、そのサービスが有効に利用されているかを継続的に評価することです。

用語 掲載ページ	解 説
経常収支比率 127	財政構造の弾力性を測定する指標で、経常的経費（人件費、扶助費、公債費等の縮減することが容易でない経費）に、地方税、地方交付税、地方譲与税等の一般財源がどの程度費やされているかを示しています。
健康寿命 35、45、85、87、90	健康で活動的に暮らせる期間で、平均寿命から、衰弱、病気、認知症などによる介護期間を差し引いた寿命のことをいいます。
合計特殊出生率 21、67	1人の女性が15～49歳までに生む子どもの数の平均を示します。
高収益労働集約型農業 62	施設野菜、花き、果樹など、小規模でも単位面積あたりの収益が大きい農業を「収益型」といい、栽培に関する作業の大部分が機械化するのが困難な農業を「労働集約型」といいます。
国立社会保障・人口問題研究所 10、19、34	社会保障問題、人口問題をはじめ、人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究を行う厚生労働省の施設等機関のことです。
五所川原圏域定住自立圏 65、67、96、106、126	一定以上の都市機能を持つ「中心市」と生活面や経済面で中心市と関わりが深い周辺自治体が、自らの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として形成される圏域のことです。五所川原圏域定住自立圏は、「中心市」である五所川原市とつがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町及び中泊町の6市町によって構成されています。
さ 行	
産官学金労言士 14	産（＝産業界）官（＝行政）学（＝教育機関）連携に加え、金（＝金融）、労（＝労働団体）、言（＝言論界）、士（＝弁護士などの士業）との連携により、地方創生を効果的かつ効率的に推進することを示したものです。
シミュレーション 41	実際に行うことが困難な事象に対して、現実想定される条件を取り入れて、実際に近い状況をつくり出すことです。また、ある仮説のもとに結果を予測、分析するために行われる模擬実験のことです。
事業承継 73	現経営者から後継者へ事業を引き継ぐことです。
資源循環型社会 47、57、101、102	廃棄物の再生や不用品の交換などにより資源が繰り返し利用され、環境への負荷が少ない社会のことです。
自主防災組織 104	主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連携して防災活動を行う任意団体のことです。
就労移行支援 98	障害福祉サービスのひとつで、一般企業等への就労を希望する人に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業のことです。
就労継続支援A型 98	障害福祉サービスのひとつで、一般企業等で雇用されることが困難な人に対し、雇用契約に基づいた生産活動等の機会の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う事業のことです。
就労継続支援B型 98	障害福祉サービスのひとつで、一般企業等で雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難な人に対し、就労の機会や生産活動等の機会の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う事業のことです。

用語 掲載ページ	解説
障害支援区分 97	障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。
情報モラル 106	情報社会において適正な活動を行うための基となる考え方と態度のことです。具体的には、インターネットなどを利用する際のルールやマナー、危険回避、個人情報やプライバシー、人権侵害や著作権に対する対応などのことです。
将来負担比率 127	一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。
食育 110	生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てることです。
スクールカウンセラー 110	学校で児童生徒の生活上の問題（いじめや不登校）や悩みの相談に応じ、指導・助言を行う臨床心理士などの高度な専門的知識・経験を有する専門家のことです。
スクールソーシャルワーカー 110	教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく専門家のことです。
スクールサポーター 110	学校教育の充実・学力向上等を図るため、学習や生活に特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して学習支援を行う人のことです。
スマート農業 33、35、63、72	ロボット技術や情報通信技術を活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業のことです。
総合型地域スポーツクラブ 112	子どもから大人まで、様々なスポーツを愛好する人が初心者からトップレベルまでそれぞれの趣向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民が自主的・主体的に運営するスポーツクラブのことです。
た 行	
第三セクター 128	国及び地方公共団体が経営する公企業（第一セクター）や民間企業（第二セクター）とは異なる第三の方式による法人のことです。国や地方公共団体と民間が合同で出資・経営する法人を指すことが多いです。
確かな学力 57、110	基礎的・基本的な知識・技能に加え、思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度を含めた学力のことです。
脱炭素社会 11	大気中に炭素を放出する化石燃料以外のエネルギーを選択・使用したり、エネルギーに含まれる炭素を除却したりすることをまとめて、脱炭素と呼び、そうした努力により実現される持続可能な社会のことをいいます。
タブレット 11	i Pad（アイパッド）に代表される、板状のものにパソコン機能が盛り込まれたオールインワン・コンピュータの総称です。
地域学校協働活動 109、110	幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域と学校が連携・協働して、学びによるまちづくり、地域人材育成、郷土学習、放課後や土曜日等における学習体験・活動など、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動のことです。

用語 掲載ページ	解説
地域共生社会 34	少子高齢・人口減少等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことのできる社会のことです。
地域包括ケアシステム 34、46、57、90、95、96	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。
着地型観光 43、75、76	旅行先の地域が主体となって、地域の良さをアピールし、旅行プランなどを組み立てる新しい観光形態のことです。旅行会社が企画し、参加者を連れていくものを「発地型」といいます。
通学路安全プログラム 110	児童生徒が安全に通学できるよう、学校・家庭・地域・関係機関と連携して通学路の危険箇所を点検し、対策案を検討するとともに、継続的に安全確保を図っていくための取組を進めるプログラムのことです。
つがる西北五広域連合 89	五所川原市、つがる市、鱈ヶ沢町、深浦町、鶴田町及び中泊町の2市4町で組織された広域連合で、介護認定・障害判定審査会の設置・運営、地域自立支援協議会の設置・運営、つがる総合病院の運営等を行っています。
テレワーク 34、61、74	ICT技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
特定地域づくり事業協同組合 62、63	地域人口の急減に対処して地域づくり人材（「地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材」をいう。）を確保するため、特定地域づくり事業を行う事業協同組合のことです。
な 行	
認知症ケアパス 96	認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れのことです。認知症を発症したときから生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ決めておくものをいいます。
認知症サポーター 96	地域や職場、学校等で開かれる「認知症サポーター養成講座」に参加することで認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者のこと。
認定こども園 86	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受入れることができる施設のこと。
は 行	
ハザードマップ 104	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものです。予測される災害の発生地点や被害の拡大範囲・程度、避難路や避難場所などの情報が地図上に示されています。
パブリックコメント 122	意見公募手続。行政機関が法規や計画などを定めるときに、一定の期間を定め、その間に広く市民に意見を求める手続きのこと。
バリアフリー教育 94	高齢者や障害者が生活を営む上でのさまざまな物質的、精神的障壁（バリア）についての理解を深めることを目的とした教育のこと。

用語 掲載ページ	解説
福祉有償輸送事業 80	社会福祉法人や NPO 法人等が一人では公共交通機関を利用することが困難な身体障害者や要介護者等の運送を行うものです。実施にあたっては、国土交通省の登録が必要です。
負のスパイラル 79	連鎖的に悪循環が生じることです。
ブランディング 72	ブランドとして認知されていないものをブランドへと育て上げること。ブランドを構成する要素を強化し、ブランド力を上げていくための活動のことです。
プロモーション 72	消費者の購買意欲を喚起するための活動のことです。
ホスピタリティ 75	おもいやり、心からのおもてなし、という意味です。
や 行	
ユニバーサルデザイン 102	障害者や高齢者だけでなく、すべての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計、または利用しやすい施設・建物づくりをすることです。
要配慮者 103	高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人のことです。
ら 行	
ライフステージ 56、86、111	年齢の段階、人生のある時期のことです。
6次産業化 43、56、61、71、72	第1次産業である農林水産業と、第2次産業や第3次産業が連携し、生産だけではなく、加工、流通、販売まで一体となった事業形態をいい、付加価値が高い商品の開発と販売によって地域に所得と雇用を生み出すことが期待されています。
わ 行	
ワークショップ 31	仕事場、作業場。ここでは、まちづくりをテーマに地域住民が共に参加し、調査活動や課題の検討、実現のための仕組みの提案等を共同作業でまとめていく手法をいいます。
ワーク・ライフ・バランス 61	仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できることです。

資料8 後期基本計画に関連するSDGsのゴールとターゲット一覧

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
3.7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。
3.8	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
4.1	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
4.2	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。

4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
4.a	子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

5.1	あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、安全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。



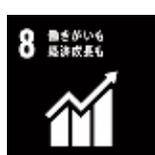
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

6.1	2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
6.2	2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。



すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
-----	---



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一価値の労働についての同一賃金を達成する。
8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。



強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



各国内及び各国間の不平等を是正する

10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
------	---



包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

11.1	2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
11.7	2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
	持続可能な生産消費形態を確保する
12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

16.1	あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
16.2	子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。